

近畿税政連

第241号 令和元年(2019年)7月10日

税理士会の要望実現のために活動しています

〒540-0012 大阪市中央区谷町1丁目5番4号 電話(06)6944-9040 FAX(06)6944-9050 URL <http://kinzeisei.jp/> e-mail info@kinzeisei.jp



国宝彦根城（彦根市）

撮影：若林 邦久（彦根支部）

- | | | |
|---------------|-------|---|
| ■ インボイス制度の問題点 | | 2 |
| ■ 会員研修会を開催 | | 4 |



今年は12年に一度、統一地方選挙と参議院議員通常選挙が重なる「亥年選挙」と呼ばれる年廻りである。

新聞やテレビなどのマスコミ媒体での盛り上がりをよそに、4月の統一地方選挙では、相変わらずの低い投票率であったことが問題視されている。日本各地で学生や民間事業者が「センキョ割」や「投票割」といった投票率アップを目指したイベントをおこなったが、残念ながら大きなムーブメントにはいたらなかったようだ。

さて、選挙に絡めて今号のタイトルでもある「投票用紙」に話題を移そう。

私は選挙に行き投票するたびに、投票用紙の書き易さに感動を覚える。鉛筆の芯の吸い

投票用紙

付きと滑りの感触が堪らない。調べてみると「ユポ紙」という合成紙で、用途に応じていろいろなタイプがあるらしいが、投票用紙に使われるものは書き易さだけではなく水に強く、破れにくいというのも特徴らしい。何よりも特筆すべきは「折っても畳んでも元通りに広がる」という特性を持っているという点だ。この特性により開票作業が大幅に効率化され、日本でおこなわれる全ての選挙が即日開票可能となつたらしい。私は、記載台のところで投票用紙を2ツ折りとか4ツ折りにしてはジワッと広がってくるのを見て、ほくそ笑んでしまう。

もし、このことをご存じでなかったなら、次の選挙に行き投票される際にご確認いただければと思う。きっと、ほくそ笑んでしまわれる筈だ。 (副幹事長 長谷川隆史)

インボイス制度の問題点

近畿税理士政治連盟 副会長 後安宏彦

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式について「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入される。この方式は、現行の請求書等保存方式より厳密な要件を課すことになり、免税事業者からの仕入税額控除ができなくなるなど、大幅に取り扱いが変わる。このため、多数の免税事業者（3参照）は大きな混乱を受け、事業の存続を含め重大な選択を迫られる可能性も出てくる。以下この問題を個々に検討していく。



後安宏彦 副会長

1. 税制改正に関する意見書（建議書）

税理士法49条の11には、税理士は税務行政や税制などについて、建議できると定めている。これは、中小企業の実態を知る税務の専門家の立場からおこなうものであり、税理士の使命に基づく義務であると考えている。

近畿税理士会の平成32年度税制改正に関する意見書は、平成31年3月19日に作成されている（意見書は各会員に配布済）。なお、意見書は、全国の単位税理士会の意見を表明したものであり、これらをもとに日本税理士会連合会でまとめられたものが、税制改正に関する建議書となるのである。

2. 近畿税理士会意見書における「消費税のインボイス制度」について

近畿税理士会の意見書の主要意見項目に「インボイス制度の導入に反対する」を最初に取り上げている。令和5年10月1日から、適格請求書等保存方式の導入が決定されているが「免税事業者が取引から排除される」「事業者の事務負担が増大する」といった問題や「架空インボイスの発行等による脱税行為等が発生する」懸念があるなど、中小企業者の経営に甚大な影響を及ぼすことになることから、強く反対を表明している。(意見書4頁参照)

3. 消費税課税事業者数と免税事業者数

平成29年度財務省統計資料によると、消費税の個人課税事業者数は116万人、法人課税事業者数は200万社となっている。所得税については、事業所得376万人（主たるもの）、不動産所得157万人（主たる

焦点	1
インボイス制度の問題点	2
会員研修会を開催	4
後援会ニュース	5
「選挙2法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会」を開催	6
かんさいすずめ	7
銀河系	7

もの）、法人271万社となり、両者の差額から、免税事業者は個人417万人、法人71万社と推測できる。

4. 消費税の益税について

消費税の益税は、主に免税制度と簡易課税制度から発生し、前者は3500億円、後者は1200億円程度と言われている。そもそも益税は、平成元年に消費税が導入されてからずっと存在してきているが、免税点の引き下げや、みなし仕入れ率の見直しにより、その金額は大幅に減少してきている。インボイス制度が導入されると、益税は3000億円（免税制度による部分）程度減少するといわれている。しかしながら、中小企業者にとって死活問題となり、現実的な対応が求められる。

5. インボイス制度導入に伴う課税事業者の見直し

インボイス制度の導入は、中小企業者に大きな影響を及ぼすであろう。もちろん、売上先が一般消費者などの場合には、適格請求書の発行が求められないので影響が少ないとも考えられるが、消費税の負担の増加による収益の減少や、これを契機に事業の廃止を選択するなど雇用にも影響を及ぼすことも予測される。このため政治的な配慮が必要ではないかと思われる。

近畿税理士会の意見書では、課税事業者と簡易課税の見直しを提言している。下記（1）の①及び②が実現されると、インボイスの導入による混乱を回避できるものと思われる。

（1）課税事業者の定義を以下のように見直し、すべての事業者を課税事業者とすべきである。

- ①基準期間における課税売上高による納税義務の判定を廃止すること。
- ②小規模な個人事業者への手当として、課税期間における課税売上高が一定額以下の事業者については、選択により申告を不要とする制度を創設すること。

（2）簡易課税制度について、その適用要件である基準期間における課税売上高を5,000万円から引き下げるべきである。

（近畿税理士会意見書より抜粋）

6. 一層の議論と行動を

このように、インボイス制度の導入は大きな社会的な問題を抱えている。特に我々の顧客である中小企業者が受けける影響は非常に大きなものとなるであろう。このため、上記の税理士会の提言が実現できるように活動しなければならない。私見ではあるが、上記の（1）②については課税期間における課税売上高が1,000万円より引き下げるべきであると考える。10%への引上げに伴い益税が増加することを避ける必要がある。

中小企業の現状を知る税務の専門家である会員の皆様は、この問題に大きな関心を持ち議論を一層深めるとともに、問題点に対して大きな声を上げていただきたいものである。政治的に解決しなければならない重要な課題である。

会員研修会を開催

6月8日 國民會館



石破茂 元地方創生担当大臣

平成30年度の近畿税理士政治連盟会員研修会が盛大に開催された。

初めに近畿税理士会の浅田恒博会長、近畿税理士政治連盟の久保直己会長のあいさつがあり、第1部の「平成31年度税制改正の実務的対応」として、近畿税理士会調査研究部の柏木英樹副部長による講演が始まった。

講演は、平成31年度税制改正項目のうち「事業承継税制の特例を活用する場合の注意点」というテーマでおこなわれ、ご自身の相談体験なども交えての有意義なお話しであった。

休憩に続き、第2部の石破茂衆議院議員・元地方創生担当大臣の講演が始まった。石破議員の講演は「日本創生～我が国の目指す道～」というテーマでおこなわれた。

講演の要点を紹介する。

①衆参同日選挙の有無は判らないが、同日選挙はやらない方がいいと思う。一番の理由は投票を5回もすることになる。有権者の負担が増す。また、国会議員が参議院の121名の非改選議員のみとなること。そのような状況の中では国家の危機管理体制が維持できるのか？ということ。さらに、内閣不信任案が提出されても可決されることはないので、国民に信を問う必要も生じない。

②小泉純一郎元総理は郵政民営化解散をおこなったことで皆様ご記憶だと思う。小泉氏とは、始めは意見が合わなかった。そのようなとき、防衛庁長官に任命されたときは驚いた。彼は、人を好き嫌いで任命の是非を判断しない首相だった。そして、私は、有事法制を成立させたため尽力した。この時、衆議院では通った

が、参議院では否決された。衆議院に戻されることとなるが、3分の2の賛成が得られないため、小泉氏は衆議院を解散した。重要法案が否決された場合は、内閣は信任案が否決された場合と同様として69条に基づき解散した。

③人口推計によると現在、出生率の低下や結婚数の減少により日本の人口は減少傾向が続いている、80年後には現在の半分に減少する。高齢化がピークに達したときに経済が維持できていないと介護・医療・年金が崩壊の危機に直面する。経済を維持するためにGDPを維持すべきである。

人口が減っているのは、生まれる数が少ないので、結婚数が減っているのは、大企業の経営姿勢が変わっていないからである。

リーマンショックから10年が経ち、企業の利益は増加したが、賃金が思うように上がっていない。コストカット型の経営となっていると思う。従業員の給料を上げないで、内部留保をしておかないと、いざというときに対応できない面もあるからである。

有効求人倍率が増えたのは、女性・高齢者・医療介護業界などの給料の低い人の就職が増えたからである。これからは税制は、企業と個人のどちらに重点を置くかについては「企業ファースト」から「個人ファースト」に転換すべきであると思う。

講演終了後、近畿税理士政治連盟の河田秀雄副会長から石破議員に対し謝辞が述べられ、会員研修会は終了した。

（奈良支部 景山良一）



柏木英樹 近税会調査研究部副部長

後援会ニュース

大西ひろゆき後援会

5月10日、大成閣（大阪市）において、税理士による大西ひろゆき後援会第3回定期総会が開催された。来賓として、大西宏幸衆議院議員、久保直己近税政会長、田達満近税政幹事長が出席した。



廣川太会員の司会により開会し、若林日出紀会長が「国政選挙もなく平穏な1年でした。未実現の要望項目もあり、引き続き要望していきます。大西議員には国会でのますますの活躍をお願いします」とあいさつをした。

次いで総会となり、今井基剛会員を議長に選出して議事に入り、第1号議案から第4号議案が上程され、全議案は原案通り可決承認された。

来賓の久保近税政会長が総会無事終了の祝辞に続き、日頃の税政連活動への謝辞を述べた。

引き続いて、市口恭司幹事長の司会により、田近税政幹事長の乾杯で懇親会が始まった。

国政報告では、大西議員が「新天皇陛下が即位され令和の御代となり、新たな時代の幕が開きました。国会はいよいよ後半に入り、自民党内で議論している。特に関心の高い幼児教育・保育無償化、児童虐待防止などの重要法案の成立に全力を傾けてまいります。数ヶ月ぶりに、北朝鮮が飛翔体を発射したとの情報もあり、党国防部会副部会長として、わが国の安全に係る重要な議論をいたしました」と述べた。

（住吉支部 仕田原恒雄）

吉田おさむ後援会

開催日 令和元年5月20日

場 所 ホテルグランヴィア大阪

来 賓 吉田 おさむ 元衆議院議員

久保 直己 近税政会長



まず総会に先立ち「時局を読む」と題した吉田おさむ氏による講演がおこなわれた。

税理士に関心のある問題として、本当に消費税増税があるのかどうか、増税をしないのであれば、解散をして国民に信を問わなければならないだろう。菅官房長官がこれに言及をしているが、解散の可能性は高くなっている。不信任案の提出があれば、解散の可能性は高くなるであろう、と言っている。既にポイント制の導入や、補助金の申請なども進んでおり、システムの発注なども進んでいる。世の中は増税ありきで進んできている。政策的にはあり得ないにしても、政局的にはあり得るかもしれない。増税しないということでの、また自民党が負けないためにも、衆議院・参議院でのダブル総選挙もあり得るだろう。ということであった。他には北方領土・日朝首脳会談などについても言及した。

続いて定期大会に移行し、脇阪説男会長のあいさつの後、議事に移り、全てが滞りなく可決承認された。最後に久保近税政会長からの祝辞を受けて、総会は無事終了した。

（天王寺支部 倉矢勇）

「選挙2法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会」を開催

6月13日、近畿税理士会館において「選挙2法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会」を開催した。本部・支部・支部連・後援会の役員127人が出席した。

「公職選挙法」及び「政治資金規正法」の理解を深め、7月におこなわれる第25回参議院議員通常選挙に備え、支部連・後援会などで事前協議をするように求めた。

「選挙2法勉強会」では、長谷川隆史選対委員長が、令和元年5月に作成された日税政国対委員会作成の「後援会・税政連の選挙運動のためのサブノート」をもとに「選挙関連法」や「公職選挙法」などの概要と、選挙期間中とその前後の期間において後援会及び支部連ができる活動、できない活動など留意するべき事項について講演をおこなった。特に選挙時に問い合わせの多い「インターネットやSNSなどを利用する



方法による選挙運動」について詳しい説明があった。

続いておこなわれた「選挙支援体制の打ち合わせ会」では、小寺隆弘国対委員長が、参議院議員選挙のスケジュールや配布物などの取り扱いについての説明などがあった。

役員が一堂に集まり、本部・支部・支部連・後援会が連携を図る良い機会となった。

第
7
回

『川柳』『書道』コンテスト

応募締切のお知らせ

第7回「川柳」・「書道」コンテストは、6月14日をもって作品応募を締め切らせていただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

審査結果の発表、表彰式等につきましては、9月中旬を予定しております。

また、入賞作品は、9月6日（金）の第53回定期大会会場に掲示し、令和2年新年号に掲載いたします。

近畿税理士政治連盟

第53回定期大会

日付：令和元年9月6日(金) 13時～ 場所：帝国ホテル大阪

環境変化

最近、他の士業の方と話す中でよく話題に出るのが、仕事を取り巻く環境の変化が以前より速度を上げているという事である。今や、顧客とのメールのやり取りは普通の事であろうし、携帯電話を持って出るのを忘れてしまい、仕事の電話が掛かっていないか気になって仕方が無い経験をした方も多いであろう。そのような中、我々税理士を取り巻く環境はどのように変化していくのであろうか？A.I.の進化が生活や仕事に与える影響を列挙した記事や特集は枚挙にいとまがないが、それらが具体的に我々の職業環境にどう影響を及ぼすか、精度の高い予測をする事は難しいかも知れない。しかし、今後、仕事に携わる期間が長くなる職業人が多くなると考えるのが自然であろうし、その中で、A.I.の影響を受ける頻度が高くなるであろうと考えるのが実感ではなかろうか。

当方もPCが得意な方では無いので、A.I.と聞くと身構えてしまうが、そう言ってられない時はもう間もなくやって来るかもしれない。この原稿を書きながら10年前、20年前の事務所環境を考えても、現在のそれとはかなり違っていると感じる。であれば、今から10年後、20年後は、今では想像が付かない仕事の進め方をしているのかも知れない。

書類のペーパーレス化や申告、納付の電子化など以外にも今後様々な形態変化が考えられるであろうし、その利用の仕方もますます多様性をもつてであろう。電子申告を利用し始めた最初のころは、何か未知の物を覗き込む様な感じであったが、今や、その利便性の良さからは戻りできないと思うのは、当方だけであろうか？とは言うものの、自分自身を振り返ってみれば、環境の著しい変化に対応しようとパソコン書籍を読み耽ったり、あるいは、インターネットに詳しい若手税理士に聞いてみたりと色々悪戦苦闘しながら、何とか業務上支障が出ていないのが現実であり、この状況を何とか改善しようと試みるのではあるが…。

悩ましい日々は当分続きそうである。



(城東支部 村川儀晃)

近税政本部のうごき

- 第6回広報委員会（6月3日）
 - ・機関紙第239号（5月号）の批評
 - ・機関紙第241号（7月号）の編集に関する件
 - ・機関紙第242号（8月号）の編集企画に関する件 他
- 会員研修会（6月8日）
- 選挙2法勉強会及び選挙支援体制の打ち合わせ会（6月13日）
 - ・第25回参議院議員通常選挙に際しての支援体制の確立について 他

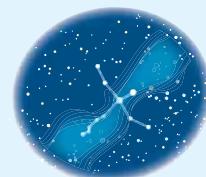
会費納入は

□ 座 振 替 で

申し込みは事務局(06-6944-9040)まで

「表紙」題字：第6回川柳・書道コンテスト
書道テーマ部門 最優秀会長賞
(作=木戸義人 伏見支部)
「焦点」題字：第6回川柳・書道コンテスト
書道テーマ部門 入選
(作=上村洋文 豊能支部)

銀河系



7月の第3月曜日は「海の日」として、平成7年に祝日となりました。当初は7月20日でしたが、ハッピーマンデー制度により変更になり、祝日化される前は「海の記念日」でした。その由来は明治9年、明治天皇の東北地方巡幸の際に、青森港から「明治丸」という灯台巡視船に乗って航海をし、7月20日に横浜港に入港したことになんで昭和16年に制定されたそうです。日本は海に囲まれており、その恩恵をいっぱい受けていますので、海のありがたさに感謝したいと思います。ちなみに海岸線を持たない県は、栃木・群馬・埼玉・山梨・長野・岐阜・滋賀・奈良の8県があります。

近税政では表紙を飾る写真を募集しています。休日など、のんびりと、カメラを持って海などへ出かけて、小高い丘の上から見える海岸線や民家、青い海に浮かぶ船や白い雲などを写しに行くのも楽しいかな~と思います。 (西宮支部 森本幸子)

組合員専用ページのご紹介

※組合員専用ページをご利用いただくには会員登録が必要です。

**研修会申込・視聴
レジュメダウンロード**

WEB書籍販売(15%割引)

※一部出版社のみ
※一律送料は各出版社で適用
(各社10冊以上または16,200円(税込)以上のご購入より送料無料)

**組合員価格での家電・事務用品
生活雑貨等の購入**

**希望書籍等の
無料配布申込**

※受付期間中のみ

ホームページをご活用ください!

TEL : 06-6941-6888
(阪奈税協事務局)
<http://www.hanna-zeikyo.jp>

その他、組合組織や活動状況、広報誌の閲覧、関係団体及び提携企業の情報提供窓口、各種事業の案内など様々なコンテンツがご利用いただけます。

組合加入に関する 資格確認のお願い

ご変更等に
関する届出書は、
当組合ホームページから
ダウンロードいただくか、
事務局まで
お問合せください。

加入資格

大阪府又は奈良県内の

- 開業税理士** → **組合員**
- 税理士法人**
(主たる事務所のみ) → **組合員**
- 所属税理士** → **組合員**
税理士業務(※)を行う
- 社員税理士** → **賛助会員**
税理士業務(※)を行わない

(※) 税理士法施行規則第1条の2の定めによる税理士業務

◎組合員資格を有する所属税理士とは、他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務を行う所属税理士の方です。 ◎賛助会員は、教育情報資料の配布など組合員と同等のサービスを受けることができます。